

瑞上下審第4号

平成31年2月15日

瑞穂市長 棚橋 敏明 様

瑞穂市上下水道事業審議会  
会長 横井 祐



下水道経営のあり方について (答申)

平成30年11月16日付け瑞下第753号で諮問のあった標記の件について、下水道事業の目的や経営状況等を踏まえ、慎重に審議を行い検討した結果、ここに結論を得たので、下記のとおり答申する。

記

瑞穂市下水道事業における次の経営改善方策については妥当である。

- ・下水道排水設備指定工事店の更新手数料の創設
- ・排水設備改造工事費の助成制度の改定
- ・宅地開発事業に伴う下水道施設工事の公費施行区分の改定

ただし、排水設備改造工事費の助成制度の改定については、効果を十分に発揮できるように広く制度の周知を図ること。

# 答 申 内 容

## 1 はじめに

瑞穂市特定環境保全公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラント（以下「下水道等」という。）は、施設整備が完了し管理運営が主体となっている。新しい施設でも供用開始から14年以上が経過し、今後は施設の老朽化に伴い、改築更新が必要となってくる。しかし、各事業とも使用料で維持管理費を賄うことができず、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業については、特別会計であるため不足する財源を一般会計繰入金で賄っている状況であり、経営改善のために歳入増や歳出削減に努めなければならない。

よって、当審議会では市から提案のあった経営改善方策について審議検討を行った。

## 2 経営状況

瑞穂市下水道等事業の平成25年度から平成29年度決算における5年平均の経営指標は、表1のとおりであった。

表1 平成25年度～平成29年度決算5年平均の経営指標

事業名(処理区名) 項目	特環公共下水道 (西処理区)	農業集落排水 (呂久処理区)	コミュニティ・プラント (別府処理区)	合計
水洗化率 <sup>※1</sup>	70.9%	98.7%	54.1%	64.8%
年間有収水量(m <sup>3</sup> )	305,210	41,088	245,433	591,731
使用料収入(千円)	53,454	7,051	43,406	103,911
使用料単価 <sup>※2</sup> (円)	175.14	171.61	176.86	175.61
維持管理費(千円)	54,716	11,303	53,541	119,560
資本費 <sup>※3</sup> (千円)	115,221	10,911	119,182	245,314
経費(千円) (維持管理費+資本費)	169,937	22,214	172,723	364,863
経費回収率 <sup>※4</sup> (維持管理費)	97.7%	62.4%	81.1%	86.9%

※1 水洗化率 接続利用者の人口比(利用人口/区域内人口)

※2 使用料単価 使用料収入/年間有収水量

※3 資本費 地方債元利償還費

※4 経費回収率 使用料収入/維持管理費  
(維持管理費)

表1のとおり平成25年度から平成29年度決算の5年平均の3事業合計での維持管理費に対する経費回収率は86.9%になっており、使用料で維持管理費が賄

えていない状況を示している。

公共下水道及び農業集落排水事業については、地方公営企業であることから一般会計で負担する経費（資本費相当額等）を除き独立採算で経営することが原則となっている。しかし、一般会計で負担する経費を除いても独立採算となっておらず、一人当たりの使用水量の減少や維持管理費の増大から、経費回収率が減少傾向にあり、このままの状態では中長期的に厳しい経営状態が続くことが見込まれる。

### 3 経営改善方策

下水道等事業の経営改善のために、市から提案のあった次の方策について審議検討を行った。

#### (1) 下水道排水設備指定工事店の更新手数料

現在、下水道排水設備指定工事店の新規の登録手数料は14,000円となっており、更新の場合には徴収していない。県内市町村のほとんどで更新時にも手数料を徴収していることから、瑞穂市においても新規登録時の2分の1となる7,000円を更新にかかる手数料として徴収し、歳入の確保に努めたいとの提案があった。

県内市町村の状況から、「下水道排水設備指定工事店の更新にかかる手数料を7,000円」とすることは妥当である。

#### (2) 下水道使用料

使用料を増収する方法には、使用料の単価を値上げする方法と使用水量を増やす方法がある。

瑞穂市の使用料の単価は、岐阜西濃地域の市町の中では高い方に位置している。また、今後整備することとなる公共下水道（瑞穂処理区）の水洗化を考えた場合、「使用料の単価については現状維持」とすることで止むを得ないと理解した。

次に使用水量を増やすには、下水道等使用者を増やす必要がある。下水道等の使用者は水洗化率で表されるが、特定環境保全公共下水道及びコミュニティ・プラントについては、表2のとおり水洗化が進んでいるとは言えない状況である。

表2 平成24年度～平成29年度水洗化率の推移 (単位：%)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
特環公共下水道 (西処理区)	63.8	66.6	67.9	67.3	71.0	70.9
農業集落排水 (呂久処理区)	98.7	98.6	98.6	98.6	98.8	98.7
コミュニティ・プラント (別府処理区)	42.3	46.5	50.7	49.8	52.6	54.1

下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、合わせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としており、経営の安定に加えて、水環境の観点からも下水道等の使用者を増やす必要がある。

平成28年度に行った未接続者へのアンケート結果では、下水道接続の弊害となっている一番の理由が排水設備工事費であった。そのため、下水道に接続する場合の排水設備工事費に対する助成制度について検討を行った。瑞穂市には供用開始から2年以内に下水道に接続した者に対して5万円を助成する制度がある。しかし、現在供用開始から2年以内の区域はなく助成金の対象区域は存在しないのが現状である。この助成制度について、平成29年3月策定の瑞穂市下水道事業経営戦略で平成31年度から5年間の期間限定で1件当たり10万円の助成を実施した場合のシミュレーションを行い、表3のような検討結果となっている。

表3 特定環境保全公共下水道の接続の推移

		H31	H32	H33	H34	H35	H36	計
キャンペーン (CP) 期間								
CP あり	接続件数	23	17	10	7	14	3	74
	水洗化率	72.0	73.7	75.0	75.9	77.4	78.3	
CP なし	接続件数	5	5	5	5	5	5	30
	水洗化率	70.8	71.7	72.6	73.4	74.3	75.2	

また、同様にコミュニティ・プラント事業のシミュレーションでは、表4のような結果となっている。

表4 コミュニティ・プラントの接続の推移

		H31	H32	H33	H34	H35	H36	計
キャンペーン (CP) 期間								
CP あり	接続件数	35	26	15	11	21	5	113
	水洗化率	57.7	59.8	61.2	62.4	64.3	65.0	
CP なし	接続件数	8	8	8	8	8	8	48
	水洗化率	55.8	56.7	57.6	58.4	59.4	60.3	

表3から特定環境保全公共下水道事業において、助成金のキャンペーンを実施した場合には助成金の合計額として710万円を見込んでいる。また、表4からコミュニティ・プラント事業では、助成金の合計額として1,080万円を見込

んでいる。しかし、1件当たりの助成額10万円は、使用料で算定した場合、一般家庭の平均使用水量（2ヶ月47m<sup>3</sup>）では年間の使用料は46,980円となるため約2年で回収できる金額となる。一時的に歳出の負担は増えるが、中長期の経営を考えた場合には有利になると考えられる。

この制度の課題として、これまで助成金を受けずに下水道に接続した人との公平性が考えられる。これまで助成金の交付を受けずに接続した人も、この制度によって接続が増え環境や経営が良くなるのであれば、この制度も止むを得ないと理解してくれるであろう。しかし、この制度が実施される直前に制度を知らずに接続し、助成金の対象とならなかった場合は、理解が得られにくいと考えられるので、そうならないように十分な周知期間を設ける必要がある。

また、10万円はインパクトのある金額ではあるが、この金額が排水設備工事費の2分の1以上になってしまうことは、自治体の補助金としては適切ではないと考えるので、助成には「排水設備工事費の2分の1を助成する。ただし、10万円を上限とする。」といった条件を付すことを求める。

以上により、排水設備工事費の助成制度の実施は、排水設備工事費の2分の1を上限とすることで一定の公平性を確保しつつ、十分な周知期間を設け、その期間中に広報に努めることで制度が多く利用され、下水道の目的達成と経営改善が行われるであろうことを期待し「適当」とであると判断する。

### (3) 宅地開発事業に伴う現道の下水道施設工事

#### ア 市街化区域及び下水道法事業計画区域の場合

現在、下水道等が供用開始している市街化区域及び下水道法第4条事業計画区域に新たに排水設備を有する建物を建築する際に、現道に下水道施設がない場合は、瑞穂市宅地開発事業に伴う下水道施設工事の施行区分に関する要綱により全額公費で下水道施設の新設工事を行っている。

一方、下水道等供用開始区域でない場合には、瑞穂市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により浄化槽の設置者に対して補助金を交付している。この場合には、「販売又は展示の目的で住宅等を建築し、浄化槽を設置する者及び当該住宅等を購入した者」には交付しないという規定がある。そのため、下水道施設工事についても、建築が営利目的の場合には、市内すべての区域で公費施行とせず、自費工事にする事で浄化槽補助金との整合を図りたいとの提案があった。

これについて、浄化槽補助金との整合を図ることは公平性の観点から理解できるため、「営利目的の場合、下水道施設工事を自費工事とすることは適当で

ある」と考える。

#### イ 市街化調整区域又は下水道法事業計画区域外の場合

市街化調整区域又は下水道法第4条事業計画区域外に新たに排水設備を有する建物を建築する場合は、下水道と浄化槽の経済比較による1件当たりの家屋間限界距離80mをもとに、一番近い下水道本管から80mまでの延伸工事費の2分の1を公費としている。

しかし、平成30年3月の岐阜県汚水処理施設整備構想における瑞穂市の家屋間限界距離は55mとなった。このことから、下水道本管の延伸工事にかかる公費負担延長を家屋間限界距離と整合を図る必要が生じた。このような場合の水道配水管工事は60mまでを公費施行としていることから、下水道の場合も同様に60mまでとしたいとの提案があった。

これについて、家屋間限界距離によれば55mまでとすべきであるが、住民にわかりやすいよう水道配水管の公費施行延長との整合を図り、「下水道本管の延伸工事の公費負担延長を60mまでとすることは適当である」と考える。

## 4 おわりに

下水道事業の経営は、瑞穂市のみならず全国的に厳しい状況となっているが、下水道は市民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように努めてもらいたい。

また、下水道経営のあり方を審議する中で、瑞穂市の下水道等施設は市内の2割程度の地域にしか普及しておらず、「瑞穂市を魅力ある地域とし、これからの世代の人たちが住みやすく希望を持てるまちとするためには、公共下水道の整備は喫緊の課題である。」との意見があった。この意見のとおり、瑞穂市の人口増加の現状、宅地開発の状況や市街化区域の分布状況、市民の公平性を考えた場合、公共下水道は必要なインフラであり、現在計画中の公共下水道（瑞穂処理区）事業が早期に着手されることを望む。

最後に、未来の瑞穂市が市民憲章にもある「豊かな水と緑あふれる美しいまち」となることを願い当審議会からの答申とする。

瑞穂市上下水道事業審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	横井 祐一	朝日大学准教授	
副 会 長	田中 隆秀	瑞穂市自治会連合会役員	
委 員	青木 富士夫	受益者の代表者	公募
委 員	川島 圭二	ぎふ農業協同組合穂積支店長	
委 員	迫田 義一	瑞穂市商工会会長	
委 員	高田 里美	瑞穂市農業委員会会長	
委 員	所 洋士	名古屋税理士会岐阜北支部	
委 員	広瀬 さき子	瑞穂女性の会副会長	
委 員	広瀬 真人	瑞穂経営者協会相談役	

敬称省略

委員の順は五十音順